

大正三年法律第三十七号

大正三年法律第三十七号（公共団体ノ管理

スル公共用土地物件ノ使用ニ関スル法律）

第一条 公共団体ニ於テ管理スル道路、公園、堤

塘、溝渠其ノ他公共ノ用ニ供スル土地物件ヲ濫

ニ使用シ又ハ許可ノ条件ニ反シテ使用スル者ニ

対シ管理者タル行政庁ハ地上物件ノ撤去其ノ他

原状回復ノ為必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第二条 削除

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和二年六月一四日法律第五

四号）

この法律は、公布の日から、これを施行す
る。